



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
 - ・保安林の指定の解除

所管課（室）名
 文化振興課
 漁業振興課
 林政課

◎ 公 告

- ・自然公園内県営公園施設指定管理者の募集
- ・大規模小売店舗の変更事項届出
- ・長崎県立青少年教育施設の指定管理者の募集
- ・長崎県体育施設の指定管理者の募集
- ・落札者等

自然環境課
 経営支援課
 生涯学習課
 体育保健課
 警察本部会計課

◎ 公安委員会告示

- ・指定講習機関の変更の届出
- ・運転免許取得者教育の認定機関の変更の届出

運転免許管理課
 ”

告 示

長崎県告示第521号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年7月21日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 物産ブランド推進課関係						別表（第2条関係） 物産ブランド推進課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略					1	略				
2	長崎県県産品振興事業補助金	大都市圏等における県産品の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費 <u>(1) 物産展の開催に要する経費</u>	<u>(1) 2分の1以内</u>	一般社団法人長崎県物産振興協会	2	長崎県県産品振興事業補助金	大都市圏における県産品の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の	物産展の開催に要する経費	2分の1以内	一般社団法人長崎県物産振興協会

	の一層の振興を図る。	(2) WEB物産展の開催に要する経費	(2) 10分の10以内。予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。		一層の振興を図る。		
3及び4 略				3及び4 略			

長崎県告示第522号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年7月21日

長崎県知事 中村 法道

加入区

美津島町西海加入区

長崎県告示第523号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年7月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除に係る保安林の所在場所
諫早市白木峰町1109の115・1109の116・1109の123（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

自然公園内県営公園施設指定管理者の募集（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び自然公園内県営公園施設条例（昭和32年長崎県条例第120号）第2条の規定に基づき、自然公園内県営公園施設指定管理者の募集を次のとおり行う。

令和2年7月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 募集内容
 - (1) 募集対象施設及び施設の所在地
下記の5施設について、それぞれ個別に募集を行うが、同一の申請者が複数の施設に応募することも可とする。
ア 雲仙公園テニスコート（雲仙市小浜町雲仙字湯ノ里378-1他）

- イ 田代原野営場（雲仙市千々石町丁字大平3387-2）
- ウ 大浜園地休憩施設（佐世保市宇久町平字大浜4907-2）
- エ 金泉寺山小屋及び野営施設（諫早市高来町善住寺1130-1）
- オ 海洋スポーツ基地カヤックセンター（佐世保市小佐々町西川内215）

(2) 指定管理者が行う業務

- ア 利用許可に関する業務
- イ 施設の清掃、維持管理及び軽微な補修に関する業務
- ウ イベントの企画、開催、広報等施設の利用の促進に関する業務
- エ セルフモニタリング
- オ その他施設の運営に関して必要とする業務

(3) 指定（予定）期間

- ア 雲仙公園テニスコート（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）
- イ 田代原野営場（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）
- ウ 大浜園地休憩施設（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）
- エ 金泉寺山小屋及び野営施設（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）
- オ 海洋スポーツ基地カヤックセンター（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）

2 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 直近1年間の地方税（都道府県税及び市町村税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 国又は長崎県及びその他の地方公共団体から指名停止若しくは指名除外の措置を受けている又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 指定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- (6) 申請書の提出期限の日以前6か月から指定管理者の決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）及び暴力団等の構成員が役員となっている団体でないこと。

3 応募の方法

(1) 募集要領等の入手方法

令和2年7月21日（火）から令和2年8月20日（木）まで、長崎県自然環境課のホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/448931.html>）及び(3)の場所で交付する。

(2) 応募の方法

令和2年7月21日（火）から令和2年8月20日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、指定管理者指定申請書に次の書類を添え、(3)の場所に持参又は郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合は、令和2年8月20日（木）午後5時必着とする。

- ア 誓約書
- イ 事業計画書
- ウ 定款又は寄付行為
- エ 法人の場合は登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）、法人以外の場合は代表者の住民票（3か月以内に取得したもの）
- オ 役員の名簿及び履歴書
- カ 申請者（団体）の概要に関する書類
- キ 貸借対照表（前事業年度）
- ク 損益計算書（前事業年度）

ケ 営業（事業）報告書（前事業年度）

コ 地方税（都道府県税及び市町村税）、消費税及び地方消費税の未納がない証明

(3) 募集要領等の交付及び指定申請書の提出先

長崎県県民生活環境部自然環境課（自然資源活用班）

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2385

4 選定方法等

(1) 選定方法

選定に当たっては、公募による応募者の審査を行うために自然公園内県営公園施設指定管理者選定委員会を設置し、事業計画書等の書類に基づき、指定管理者の候補者として、最も優れた指定申請者を選定する。

(2) 選定事務の所管

選定事務の事務局は、県民生活環境部自然環境課に設置する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、指定申請者全てに文書で通知する。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年7月21日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

チトセピア

長崎県長崎市千歳町5番1号外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社チトセピア 代表取締役社長 永松 和人

長崎県長崎市千歳町5番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名

（変更前）株式会社チトセピア 代表取締役社長 辻本 政美

（変更後）株式会社チトセピア 代表取締役社長 永松 和人

(4) 変更の年月日

令和2年6月12日

2 届出年月日

令和2年7月4日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

長崎県立青少年教育施設の指定管理者の募集（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号、以下「天地条例」という。）の第2条及び長崎県立少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号、以下「自然の家条例」という。）の第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集する。

令和2年7月21日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

- 1 指定管理者の募集方法及び指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地
募集にあたっては、以下の3施設について、一括で管理、運営することができる指定管理者を募集する。

施設名称	所在地
長崎県立佐世保青少年の天地（以下「佐世保青少年の天地」という）	佐世保市烏帽子町376
長崎県立千々石少年自然の家（以下「千々石少年自然の家」という）	雲仙市千々石町乙1486-2
長崎県立世知原少年自然の家（以下「世知原少年自然の家」という）	佐世保市世知原町赤木場17-2

- 2 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は次の(1)~(6)のとおりとする。

ただし、業務内容の全部または主要な部分を第三者に対して委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。

- (1) 各青少年教育施設の利用に関する業務

- ア 年間の利用計画の調整及び管理
- イ 施設の利用許可申請の受付、利用許可証の交付
- ウ 利用料金の徴収（減免を含む）
- エ 入所者への食事などの必要なサービスの提供
- オ 利用者の安全確保及び安全指導等
- カ その他利用者への対応全般に関すること

- (2) 各青少年教育施設の管理運営及び施設、付属設備並びに備品の維持及び修繕に関する業務

- (3) 各青少年教育施設の主催事業に関する業務

- (4) 施設の利用者・利用者の平等使用・利用を阻害しない範囲内の、その他の自主事業に関する業務

- (5) 災害発生時の緊急対応に関する業務

- (6) その他の業務

- ア 庶務・経理事務
- イ 事業計画書及び収支予算書の作成及び提出
- ウ 事業報告書の作成及び提出
- エ 各種調査、照会、回答、利用統計
- オ 給食施設の管理運営
- カ その他設置目的を達成するために必要な業務

- 3 指定管理者の指定（予定）期間

指定（予定）期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

ただし、世知原少年自然の家については、変更する場合がある。

指定（予定）期間は、議会の議決後、正式に指定期間となる。

ただし、県は地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合がある。

- 4 応募者の資格等

- (1) 応募資格

- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、県内に事務所を有し、管理運営にあたって緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保・整備できる者であること。
- イ 複数の法人等により構成（以下「グループ」という。）し応募する場合は、次のとおりとする。
 - ・グループを構成する法人等の中から、代表者を定めること。
 - ・代表者を除く法人等は、構成団体とする。
 - ・グループを構成する法人等は、単独で、または、他のグループの代表者及び構成団体として応募することはできない。

- (2) 応募の制限

応募できる法人等（構成団体を含む。）は、次に掲げる条件の全てを満たす法人等とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 申請書の提出期限の日から指定管理者決定までの間において、長崎県又はその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ウ 申請書の提出期限の日以前6ヶ月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- エ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- オ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 直近1年間の県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納・滞納がないこと。

5 募集要項等の配付

(1) 配付期間

令和2年7月21日（火）から令和2年8月31日（月）（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日（以下、「長崎県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、募集要項及び各提出書類の様式については、長崎県教育委員会のホームページからもダウンロードできる。（その他の参考資料については、窓口配付のみとする。）

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-shogai/>

(2) 配付場所及び問合せ先

9に記載の場所とする。

6 応募方法

指定管理者の指定を受けようとする者は、県立青少年教育施設指定管理者指定申請書に、次に掲げる(1)～(5)の書類を添えて提出すること。グループで応募の場合は、代表となる法人等及び構成団体ごとにそれぞれの附属書類を提出すること。

(1) 県立青少年教育施設指定管理者事業計画書

(2) グループ応募構成届出書

※グループで応募の場合に提出すること。

(3) 附属書類

ア 誓約書

イ 定款、寄附行為、その他これらに類する書類

ウ 法人にあっては法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては、設立以降の活動状況を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 法人等の組織及び運営状況を記載した書類又は諸規程等

(4) 法人等の概要に関する書類

ア 法人等の概要

イ 貸借対照表又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

ウ 損益計算書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

エ 事業（営業）報告書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

※イ～エについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあっては、収支予算書又はこれに類する書類の提出に替えること。設立2年目の法人等にあっては、前事業年度に係る書類を提出すること。

(5) その他の添付書類

ア 長崎県税及び市町村税の未納がない証明（直近1年間のもの）

イ 消費税及び地方消費税の未納がない証明（直近1年間のもの）

※ア～イについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、添付を要しない。

- (6) 提出先
9に記載の場所とする。
- (7) 提出期間
令和2年8月31日（月）まで（長崎県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (8) 提出方法
持参又は郵送による。電子メール、ファクシミリによる提出は不可とする。
郵送の場合は書留郵便により、提出期限の令和2年8月31日（月）午後5時必着とする。

7 現地説明会

応募者の参考とするため、現地説明会を実施する。なお、現地説明会の参加への有無が指定管理者の選定に影響するものではない。

- (1) 期日等
 - ア 令和2年8月6日（木）午前10時…佐世保青少年の天地
 - イ 令和2年8月6日（木）午後3時…世知原少年自然の家
 - ウ 令和2年8月7日（金）午前10時…千々石少年自然の家
- (2) 申込方法
現地説明会参加申込書を郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。
- (3) 申込期限
令和2年7月31日（金）午後5時
- (4) 申込書提出先
9に記載の場所とする。

8 選定に関する事項

- (1) 選定方法
学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識や運営経験がある方などで構成する指定管理者選定委員会を設置し、同委員会において、事業計画書等の提出書類及び面接審査に基づき、本事業に最も優れた申請者を選定する。
- (2) 選定基準
天地条例第5条及び自然の家条例第5条に基づく以下の基準による。
 - ア 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。
 - イ 事業計画書等の内容が、各施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - ウ 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った各施設の管理を安定して行うことができるものであること。
 - エ 設置者である長崎県との連携が十分に図られるものであること。
 - オ 県内に事務所を有すること。

9 配付場所及び提出先、並びに問合せ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁生涯学習課 総務管理班
TEL 095-894-3362 FAX 095-894-3477 E-mail : s40040@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県体育施設の指定管理者の募集（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、長崎県体育施設条例（昭和39年長崎県条例第50号、以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集する。

令和2年7月21日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

1 指定管理者の募集方法及び指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地

募集にあたっては、以下の(1)～(3)の3施設及び(4)～(5)の2施設について、それぞれ一括で管理、運営することができる指定管理者を募集する。

	施設名称	所在地
(1)	長崎県立総合体育館	長崎市油木町7番1号

(2)	長崎県営野球場	長崎市松山町2番5号
(3)	長崎県小江原射撃場	長崎市小江原5丁目1番10号
(4)	長崎県立総合体育館県北トレーニング室	佐世保市天満町1番27号
(5)	長崎県立武道館	佐世保市熊野町90番地、佐世保市名切町156番地1

2 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は次の(1)～(8)のとおりとする。

ただし、業務内容の全部または主要な部分を第三者に対して委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。

(1) 施設の利用に関する業務

- ア 年間の利用計画の調整及び管理
- イ 体育施設の利用許可申請の受付、利用許可証の交付
- ウ 利用料金の徴収（減免、還付を含む）
- エ 利用者の安全確保及び安全指導等
- オ その他利用者への対応全般に関すること

(2) 施設の管理に関する業務

- ア 施設設備及び備品等の保守点検、清掃及び衛生管理等の維持管理に関する業務
- イ 施設設備及び備品等の修繕に関する業務

(3) 県民の生涯スポーツの振興のための業務

- ア 生涯スポーツ振興のための指導者の育成
- イ 住民の平等利用を阻害しない範囲内での生涯スポーツに関する自主事業
- ウ その他、生涯スポーツに関すること

(4) 競技力の向上を支援する業務

- ア 競技団体や学校と連携した一般の競技スポーツの指導者の育成
- イ その他、競技力向上に関すること

(5) スポーツ医・科学の推進及び調査・研究に関する業務（長崎県立総合体育館の業務）

- ア 各種測定機器を使った体力測定による体力総合診断やその結果に基づく事後指導
- イ 健康、体力向上、スポーツ医・科学等に関する研修会の開催
- ウ 体育・スポーツに関する調査・研究及び情報提供
- エ その他、スポーツ医・科学に関すること

(6) 住民の平等利用を阻害しない範囲内でのその他の自主事業に関する業務

(7) 災害発生時の緊急対応に関する業務

(8) その他の業務

- ア 庶務・経理事務
- イ 事業計画書と収支予算書の作成及び提出
- ウ 事業報告書の作成及び提出
- エ 利用統計等集計・分析
- オ その他設置目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者の指定（予定）期間

指定（予定）期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

ただし、長崎県立総合体育館県北トレーニング室については、変更する場合がある。

指定（予定）期間は、議会の議決後、正式に指定期間となる。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合がある。

4 応募者の資格等

(1) 応募資格

- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、県内に事務所を有し、管理運営にあたって緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保できる者であること。

- イ 複数の法人等（以下「グループ」という。）により応募する場合は、次のとおりとする。
- ・グループを構成する法人等の中から代表者を定めること。
 - ・代表者を除く法人等は、構成団体とする。
 - ・グループを構成する法人等は、単独で、または、他のグループの代表者及び構成団体として応募することはできない。

(2) 応募の制限

応募できる法人等（構成団体を含む。）は、次に掲げる条件の全てを満たす法人等とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 申請書の提出期限の日から指定管理者決定までの間において、長崎県又はその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ウ 申請書の提出期限の日以前6ヶ月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- エ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- オ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 直近1年間の県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納・滞納がない者であること。

5 募集要項等の配付

(1) 配付期間

令和2年7月21日（火）から令和2年8月31日（月）（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日（以下、「長崎県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、募集要項及び各提出書類の様式については、長崎県教育委員会のホームページからもダウンロードできる。（その他の参考資料については、窓口配付のみとする。）

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-taiiku/>

(2) 配付場所及び問い合わせ先

10に記載の場所とする。

6 応募方法

指定管理者の指定を受けようとする者は、長崎県体育施設指定管理者指定申請書に、次に掲げる(1)～(5)の書類を添えて提出すること。グループで応募する場合は、代表となる法人等及び構成団体ごとにそれぞれの附属書類を提出すること。

(1) 長崎県体育施設の管理運営に関する事業計画書

(2) グループ応募構成届出書

※グループで応募する場合に提出すること。

(3) 附属書類

ア 誓約書

イ 定款若しくは寄附行為又はこれらに類する書類

ウ 法人にあっては法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては、設立以降の活動状況を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 法人等の組織及び運営状況を記載した書類又は諸規程等

(4) 法人等の概要に関する書類

ア 法人等の概要

イ 貸借対照表又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

ウ 損益計算書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

エ 事業（営業）報告書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

※イ～エについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、収支予算書又はこれに類する書類を提出すること。設立2年目の法人等にあつては、前事業年度に係る書類を提出すること。

(5) その他の添付書類

ア 長崎県税及び市町村税の未納がない証明（直近1年間のもの）

イ 消費税及び地方消費税の未納がない証明（直近1年間のもの）

※(5)について

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、添付を要しない。

(6) 提出先

10に記載の場所とする。

(7) 提出期間

令和2年8月31日（月）まで（長崎県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(8) 提出方法

持参又は郵送による。電子メール、ファックスによる提出は不可とする。

郵送の場合は書留郵便により、提出期限の令和2年8月31日（月）午後5時必着とする。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識や運営経験がある方などで構成する指定管理者選定委員会を設置し、同委員会において、事業計画書等の提出書類及び面接審査に基づき、本事業に最も優れた申請者を選定する。

(2) 選定基準

ア 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。

イ 事業計画書等の内容が、体育施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

ウ 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った体育施設の管理を安定して行うことができるものであること。

エ 設置者である長崎県との連携が十分に図られるものであること。

8 現地説明会

応募者の参考とするため、現地説明会を実施する。なお、現地説明会の参加の有無が指定管理者の選定に影響するものではない。

(1) 期日等

ア 令和2年8月6日（木）午後1時から長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場

イ 令和2年8月7日（金）午後1時から長崎県立総合体育館県北トレーニング室、長崎県立武道館

(2) 申込方法

現地説明会参加申込書を郵送、ファックス、又は電子メールで提出すること。

(3) 申込期限

令和2年7月31日（金）午後5時

(4) 申込書提出先

10に記載の場所とする。

9 その他

詳細は「長崎県体育施設指定管理者募集要項」による。

10 配付場所及び提出先、並びに問合せ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁体育保健課 総務管理班

TEL 095-894-3392 FAX 095-894-3478 E-mail : s40050@pref.nagasaki.lg.jp

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年7月21日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

男性警察官用冬服上衣外17点の単価契約（内訳は下表のとおり）

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

3 調達方法

購入

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和2年7月2日

6 落札者の氏名及び所在地

長崎市馬町45番地

鈴木服装株式会社 代表取締役 鈴木 元

7 落札価格

別表のとおり（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日

令和2年5月22日

9 落札方式

最低価格

表

品 名	単 価	予定数量
男性警察官用冬服上衣	21,000円	200着
男性警察官用冬服ズボン	10,000円	200本
男性警察官用冬服ズボン（アジャスター付き）	11,500円	140本
男性警察官用冬活動服	20,600円	190着
女性警察官用冬服上衣	24,300円	60着
女性警察官用冬ベスト	10,100円	30着
女性警察官用冬ズボン	11,000円	60本
女性警察官用冬ズボン（アジャスター付き）	12,500円	20本
女性警察官用冬活動服	21,300円	30着
男性警察官用合服上衣	20,550円	140着
男性警察官用合服ズボン	9,800円	230本
男性警察官用合服ズボン（アジャスター付き）	11,400円	160本
男性警察官用合活動服	20,300円	190着
女性警察官用合服上衣	24,100円	60着
女性警察官用合ベスト	9,900円	30着
女性警察官用合ズボン	10,650円	70本
女性警察官用合ズボン（アジャスター付き）	12,050円	20本
女性警察官用合活動服	20,950円	40着

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第23号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年7月21日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

名称及び住所並びに代表者の氏名		特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
変更後	変更前	
株式会社諫早自動車学校 諫早市小船越町920番地4 谷川 秀広	株式会社諫早自動車学校 諫早市小船越町920番地4 谷川 則仁	諫早自動車学校 諫早市小船越町920番地4

長崎県公安委員会告示第24号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年7月21日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

名称及び住所並びに代表者の氏名		認定教育に使用する施設の名称及び所在地
変更後	変更前	
株式会社諫早自動車学校 諫早市小船越町920番地4 谷川 秀広	株式会社諫早自動車学校 諫早市小船越町920番地4 谷川 則仁	諫早自動車学校 諫早市小船越町920番地4

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一號

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二號

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ン
弥ト